

当該事務所について業務取扱時間の変更をすることができる。

一 当該事務所の所在地又は設置場所の特殊事情その他の事情により第一項に規定する業務取扱時間とは異なる業務取扱時間とする必要がある場合

二 当該事務所の顧客の利便を著しく損なわない場合

三 当該事務所が当座預金業務を行っていない場合

第九条第二項第二号及び第三号中「又はその代理店」を削り、同号の次に次の一号を加える。

四 当該信用協同組合等を所属信用協同組合（法第六条の三第二項に規定する所属信用協同組合をいう。以下同じ。）とする同項に規定する信用協同組合代理業者（銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により信用協同組合代理業者とみなされた信用組合等（法第六条の四に規定する信用組合等をいう。）を含む。次項において同じ。）において当該信用協同組合等のために行う信用協同組合代理業の業務の全部又は一部の休止に伴い信用協同組合等の業務の全部又は一部を休止する場合

第九条第三項第一号中「又はその代理店」を削り、同項第三号を同項第四号とし、同項第一号中「前項第二号」の下に「又は第四号」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

- 二 当該信用協同組合等を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者（法第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者をいう。以下同じ。）の無人の営業所又は事務所において当該し尿協同組合等のために行う信用協同組合代理業（同条第二項に規定する信用協同組合代理業をいう。以下同じ。）に規定するに係る業務の全部又は一部を休止する場合
- 第十二条の二第一項第一号に次のように加える。

二 当該信用協同組合等を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者に関する次に掲げる事項

- (1) 当該信用協同組合代理業者の商号、名称又は氏名
- (2) 当該信用協同組合代理業者が当該信用協同組合等のために信用協同組合代理業を営む営業所又は事務所の名称
- 第十二条の二第一項第三号(3)を次のように改める。
- (3) 当期純利益又は当期純損失

第十二条の二第一項第三号八中「別表」を「別表第一」に改め、同項第五号ニを次のように改める。

- 二 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項

第十二条の二第二項中「（代理店を含む。）」を削る。

第十二条の三第二号(3)を次のように改める。

(3) 当期純利益又は当期純損失

第十二条の三第三号ハを次のように改める。

ハ　自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項

第十三条を次のように改める。

第十三条　信用協同組合等は、半期ごとに、銀行法第二十一条第四項に規定する預金者その他の顧客が当該信用協同組合等及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項のうち特に重要なものの（金融庁長官が別に定める事項を含む。）の開示に努めなければならない。

第十五条の八の次に次の三十条を加える。

（信用協同組合代理業の許可の申請書の記載事項）

第十五条の九　銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人であるときは、次に掲げる事項

イ 他の法人の常務に従事する場合にあつては、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類

ロ 当該個人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名並びに業務の種類

- (1) 当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等
- (2) (1)に掲げる法人等の子法人等

二 法人であるときは、次に掲げる事項

イ その役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を行う場合にあつては、当該役員の氏名、当該他の法人又は事務所の商号若しくは名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類

ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名並びに業務の種類

(1) 当該法人の子法人等

(2) 当該法人の親法人等（令第三条の二第二項に規定する親法人等をいう。）

(3) 当該法人の親法人等の子法人等（(1)に掲げる者を除く。）

三 信用協同組合代理業再委託者（銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する信用協同組合代理業再委託者をいう。以下同じ。）の再委託を受けるときは、当該信用協同組合代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

四 信用協同組合代理業（法第六条の三第二項に規定する信用協同組合代理業をいう。以下同じ。）を再委託するときは、当該再委託を受ける信用協同組合代理業再受託者（銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する信用協同組合代理業再受託者をいう。以下同じ。）の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

（信用協同組合代理業の業務の内容及び方法）

第十五条の十 銀行法第五十二条の三十七第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 取り扱う法第六条の三第二項各号に規定する契約の種類（預金の種類並びに貸付先の種類及び貸付けに係る資金の使途を含む。）

二 取り扱う法第六条の三第二項各号に規定する契約の種類ごとに契約の締結の代理又は媒介のいずれを行いうかの別（代理及び媒介のいずれも行う場合はその旨）

三 信用協同組合代理業の実施体制

2 前項第三号に規定する信用協同組合代理業の実施体制には、銀行法第五十二条の四十五各号に掲げる行為その他信用協同組合代理業を適正かつ確実に行うことにつき支障を及ぼす行為を防止するための体制のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる体制を含むものとする。

一 信用協同組合代理行為（銀行法第五十二条の四十三に規定する信用協同組合代理行為をいう。以下同じ。）に関して顧客から金銭その他の財産の交付を受ける権限が付与されている場合 当該交付を受ける財産と自己の固有財産とを分別して管理するための体制

二 電気通信回線に接続している電子計算機を利用して信用協同組合代理業を行う場合 顧客が当該信用協同組合代理業者と他の者を誤認することを防止するための体制

三 兼業業務（信用協同組合代理業及び信用協同組合代理業に付隨する業務以外の業務をいう。以下同じ。）を行う場合 信用協同組合代理行為に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いのための体制

（許可申請書のその他の添付書類）

第十五条の十一 銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 個人であるときは、履歴書及び住民票の抄本（これらの者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、外国人登録証明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書。以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第十五条の十四第四号に該当しないことを誓約する書面

二 法人であるときは、役員の履歴書及び役員（国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面、第十五条の十四第五号に該当しないことを誓約する書面及び役員が第十五条の十四第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

三 所属信用協同組合の委託を受けて信用協同組合代理業を行うときは、当該所属信用協同組合との間の信用協同組合代理業に係る業務の委託契約書の案

四 信用協同組合代理業再委託者の再委託を受けて信用協同組合代理業を行うときは、当該信用協同組合代理業再委託者との間の信用協同組合代理業に係る業務の委託契約書の案及び当該信用協同組合代理業再委託者が当該再委託について所属信用協同組合の許諾を得たことを当該所属信用協同組合が誓約する書面

五 信用協同組合代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書面（信用協同組合代理業に関する能力を有する者であることを証する書面を含む。）

六 個人であるときは、許可の申請の日を含む事業年度（個人の事業年度は、一月一日からその年の十一月三十一日までとする。以下同じ。）の前事業年度に係る別紙様式第十一号により作成した財産に

関する調書

七 法人であるときは、許可の申請の日を含む営業年度若しくは事業年度の前営業年度若しくは前事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、許可の申請の日を含む営業年度又は事業年度

に設立された法人にあつては、当該法人の設立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面

八 次に掲げるいずれかの法人である場合においては、それぞれ次に定める許可の申請の日を含む営業年度又は事業年度の前営業年度又は前事業年度の監査報告書の写し

イ 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十一号。以下「商法特例法」という。）第一条の二第一項に規定する大会社又は同条第三項第二号に規定するみなし大企業 商法特例法第十三条第一項に規定する監査報告書

ロ イに掲げるもののほか、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査を受けている法人 当該公認会計士又は監査法人の監査報告書

九 信用協同組合代理業開始後三営業年度又は三事業年度における收支及び財産の状況の見込みを記載した書面

十 所属信用協同組合（信用協同組合代理業再委託者の再委託を受ける場合は当該信用協同組合代理業再委託者を含む。）が保証人の保証を徴するときは、当該保証を証する書面及び当該保証人に係る第

六号又は第七号に規定する書面

十一 内部管理に関する業務を行う組織の概要、法令を遵守するための管理の体制及び信用協同組合代理業に関する組織図を記載した書面

十二 他に業務を行うときは、兼業業務の内容及び方法を記載した書面

十三 信用協同組合代理業の運営に関する内部規則等

十四 信用協同組合代理業を行う営業所又は事務所の付近見取図及び間取図（防犯カメラの設置状況、警備状況等を含む。）並びに当該営業所又は当該事務所で行う信用協同組合代理業の業務運営を指揮する所属信用協同組合の事務所の名称を記載した書面

十五 信用協同組合代理業に係る業務が定款（これに準ずるものと含む。）の事業目的に定められていない場合にあっては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録（これに準ずる機関において必要な手続があつたことを証する書面を含む。）

十六 前各号に掲げるもののほか銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

(委託契約書の案の記載事項)

第十五条の十二 前条第三号に規定する委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 信用協同組合代理業を行う営業所又は事務所の設置、廃止若しくは位置変更に関する事項
- 二 信用協同組合代理業の内容（代理又は媒介の別を含む。以下同じ。）に関する事項
- 三 信用協同組合代理業の業務取扱日及び業務取扱時間に関する事項
- 四 次に掲げる信用協同組合代理業者の行為を禁ずる規定
 - イ 所属信用協同組合の業務上の秘密又は取引先の信用に関する事項を所属信用協同組合及び当該取引先以外の者に漏らし、又は自己若しくは当該所属信用協同組合及び当該取引先以外の者のために利用する行為
- ロ 銀行法第五十二条の四十五各号に掲げる行為
- 五 現金、有価証券等の取扱基準及びこれに関連する信用協同組合代理業者の責任に関する事項
- 六 信用協同組合代理業の再委託に関する事項
- 七 所属信用協同組合による監督、監査又は報告徴求に関する事項

八 契約の期間、更新及び解除に関する事項

九 信用協同組合代理業の内容並びに信用協同組合代理業の業務取扱日及び業務取扱時間の店頭掲示に関する事項

十 その他必要と認められる事項

2 前項の規定は、前条第四号に規定する信用協同組合代理業再委託者と信用協同組合代理業再受託者との間の信用協同組合代理業に係る業務の委託契約書の案に記載すべき事項について準用する。この場合において、同項第四号中「信用協同組合代理業者」とあるのは「信用協同組合代理業再受託者」と、同項第六号中「再委託」とあるのは「再委託の禁止」と、同項第七号中「所属信用協同組合」とあるのは「所属信用協同組合及び信用協同組合代理業再委託者」と読み替えるものとする。

(財産的基礎)

第十五条の十三 銀行法第五十二条の三十八第一項第一号に規定する内閣府令で定める基準は、第十五条の十一第六号に規定する財産に関する調書又は同条第七号に規定する貸借対照表若しくはこれに代わる書面に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額（次項及び次条において「純資産額」と

いう。）が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額以上であることとする。

一 個人 三百万円

二 法人 五百万円

2 次に掲げる者は、銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する財産的基礎を有するものとみなす。

一個人（純資産額が負の値でない者に限る。）であつて所属信用協同組合（当該個人が信用協同組合代理業再委託者の再委託を受けて信用協同組合代理業を行う場合は、当該信用協同組合代理業再委託者を含む。）が信用協同組合代理業に係る損害についての保証人（純資産額が前項各号に規定する額以上である者に限る。）の保証を徴している者その他の前項に規定する基準と同等以上の財産的基礎を有していると認められる者

二 地方公共団体

（信用協同組合代理業の許可の審査）

第十五条の十四 金融庁長官等は、法第六条の三第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 個人又は法人（外国法人で国内に事務所を有しないものを除く。）であること。

二 前条第一項又は第二項に該当し、かつ、信用協同組合代理業開始後三営業年度又は三事業年度を通じて同条第一項又は第二項に該当すると見込まれること。

三 信用協同組合代理業に関する能力を有する者の確保の状況、信用協同組合代理業の業務運営に係る体制等に照らし、次に掲げる要件に該当するなど、十分な業務遂行能力を備えていると認められること。

イ 申請者が個人（二以上の事務所で信用協同組合代理業を行う者を除く。）であるときは、その営む信用協同組合代理業の業務に関する十分な知識を有する者であること。ただし、特別信用協同組合理行為（当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は法第六条の三第二項第二号に掲げる行為（所属信用協同組合が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う貸付契約に係るもの及び事業以外の用に供する資金に係る定型的な貸付契約であつてその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。）をいう。口において同じ。）を行う場合にあつては、次に掲げる特別信用協同組合代理行為の内容の区分に応じそれぞれ次に掲げる要件を満たす者であ

ること。

- (1) 事業の用に供する資金に係る規格化された貸付商品（資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。口並びに第六号ハ及びニにおいて同じ。）であつてその契約の締結に係る審査に関与しない場合 資金の貸付け業務に一年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること（申請者が兼業業務を営まない場合を除く。）。

- (2) 法第六条の三第二項第二号に掲げる行為を行わない場合 当座預金業務と資金の貸付け業務を併せて三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

- (3) (1)及び(2)以外の場合 資金の貸付け業務に三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

ロ 申請者が法人（二以上の事務所で信用協同組合代理業を行う個人を含む。）であるときは、その行う信用協同組合代理業の業務に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者（当該信用協同組合代理業の業務に関する十分な知識を有するものに限る。）を当該業務を行う営業所又は事務所ご

とに、当該責任者を指揮し法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者（当該信用協同組合代理業の業務に関する十分な知識を有するものに限る。）を主たる営業所又は事務所の当該業務を統括する部署に（主たる営業所又は事務所以外の営業所又は事務所において信用協同組合代理業を行わない法人を除く。）、それぞれ配置していること。ただし、特別信用協同組合代理行為を行う場合にあっては、うちそれぞれ一名以上は、次に掲げる特別信用協同組合代理行為の内容の区分に応じそれぞれ次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 事業の用に供する資金に係る規格化された貸付商品であつてその契約の締結に係る審査に関与しない場合 資金の貸付け業務に一年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること（申請者が兼業業務を営まない場合並びに申請者が保険会社その他金融庁長官が定めるものである場合を除く。）。
- (2) 法第六条の三第一項第二号に掲げる行為を行わない場合 当座預金業務と資金の貸付け業務を併せて三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。
- (3) (1)及び(2)以外の場合 資金の貸付け業務に三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有

すると認められる者であること。

ハ 法第六条の三第二項第一号及び第三号に規定する行為を行う場合にあつては、オンライン処理その他の適切な方法により処理する等信用協同組合代理業の業務の態様に応じ必要な事務処理の体制が整備されていること。

二 信用協同組合代理業に関する内部規則等を定め、これに基づく業務の運営の検証がされるなど法令等を遵守した運営が確保されると認められること。

ホ 人的構成、資本構成、組織等により、信用協同組合代理業を的確、公正かつ効率的に遂行することについて支障が生じるおそれがあると認められないこと。

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあっては、当該更新の拒否の処分がなされた日。）及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、監事、取締役、執行役、監査役若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(1) 中小企業等協同組合法第一百六条第四項若しくは法第六条第一項及び第三項において準用する銀行法（以下この号において「準用銀行法」という。）第二十七条及び第二十八条の規定により解散を命ぜられ、又は準用銀行法第五十一條の五十六第一項の規定により法第六条の三第一項の許可を取り消された場合

(2) 銀行法第二十七条及び第二十八条の規定により同法第四条第一項の免許を取り消され、同法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、同法第五十二条の三十四第一項の規定による同法第五十二条の十七第一項及び第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法第五十二条の五十六第一項の規定により同法第五十二条

の三十六第一項の許可を取り消された場合

(3) 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条及び第二十八条の規定により長期

信用銀行法第四条第一項の免許を取り消され、同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の三十四第一項の規定により长期信用銀行法第十六条の二の四第一項及び第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の五一項の許可を取り消された場合

(4) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条及び第二十八条の規定により

信用金庫法第四条の免許を取り消され、又は同法第八十九条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合

(5) 労働金庫法第九十五条第一項の規定により同法第六条の免許を取り消され、又は同法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により労働金庫法第八十九条

の二第一項の許可を取り消された場合

- (6) 農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可を取り消され、又は同法第九十五条の二の規定により農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が解散を命ぜられた場合

- (7) 水産業協同組合法第一百二十二条第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により水産業協同組合法第一百二十二条の二第一項の許可を取り消され、又は同法第一百二十四条の二の規定により漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が解散を命ぜられた場合

- (8) 農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消され、又は同法第八十六条第二項の規定により解散を命ぜられた場合

- (9) 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、又は同法第三十七条第一項の規定により同法第三条第一

項の登録を取り消された場合

(10) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業の規制等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(9)までに規定する免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号、次号イにおいて同じ。）と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

亦 準用銀行法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第三項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第一百二十二条の四第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項の規定により準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十六条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第

一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第一百二十四条の二第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定による同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合又は貸金業の規制等に関する法律第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第三十七条第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第六条の三第一項と同種類の許可を取り消され、又は当該許可の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

- (1) 準用銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事、又は準用銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(2) 銀行法第二十七条若しくは同法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、監査役若しくは日本における代表者又は同法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(3) 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは同法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役若しくは監査役又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(4) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事、又は信用金庫法第八十九条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(5) 労働金庫法第九十五条第一項の規定により改任を命ぜられた理事若しくは監事又は労働金庫法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(6) 農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規

定により解任を命ぜられた役員又は農業協同組合法第九十五条第二項の規定により農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が改選を命ぜられた役員

(7) 水産業協同組合法第百二十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は水産業協同組合法第百二十四条第二項の規定により漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が改選を命ぜられた役員

(8) 農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員、又は農林中央金庫法第八十六条の規定により解任を命ぜられた理事、経営管理委員若しくは監事

(9) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法若しくは貸金業の規制等に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、監査役又はこれらに準ずる者

チ 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、農業協同組合

法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業の規制等に関する法律若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五 申請者が法人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ 前号ニ(1)から(10)までのいずれかに該当する場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ロ 前号チに規定する法律の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ハ 役員のうちに前号イからチまでのいずれかに該当する者のある者

六 次のいずれにも該当しないことにより銀行法第五十二条の三十八第一項第三号に規定する他に業務を行うことによりその信用協同組合代理業を適正かつ確實に行うことにつき支障を及ぼすおそれがあ

ると認められないこと。

イ 兼業業務の内容が法令に抵触するものであること。

ロ 兼業業務の内容が信用協同組合代理業者としての社会的信用を損なうおそれがあること。

ハ 信用協同組合代理業の内容が、事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介（所属信用協同組合が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るもの及び規格化された貸付商品（貸付けの金額が一千万円を上限とするものに限る。）であつてその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。）であることその他の兼業業務における顧客との間の取引関係に照らして、所属信用協同組合と信用協同組合代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものであること（申請者が保険会社その他金融庁長官が定める者である場合を除く。）。

二 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与を行う業務（所属信用協同組合と信用協同組合代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものでないものを除く。）であるときは、信用協同組合代理業として行う

法第六条の三第二項第一号に掲げる行為（所属信用協同組合が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るもの除去。）の内容及び方法が、次に掲げる要件のいずれにも該当していないこと。

(1) 貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るものであること（事業の用に供するための資金に係るもの除去。）。

(2) 規格化された貸付商品であつて当該契約の締結に係る審査に関与するものでないこと。

(3) 兼業業務において信用の供与を行つてゐる顧客に対し、信用協同組合代理業に係る資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うときは、あらかじめ顧客の書面による同意を得て、所属信用協同組合に対し、兼業業務における信用の供与の残高その他の所属信用協同組合が契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げることとしていること。

ホ 兼業業務による取引上の優越的地位を不当に利用して、信用協同組合代理業に係る顧客の保護に欠ける行為が行われるおそれがあると認められること。

へ その他信用協同組合代理業の内容に照らして兼業業務を行うことが顧客の保護に欠け、又は所属信用協同組合の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼす行為が行われるおそれがあると認められる」と。

(信用協同組合代理業の許可の予備審査)

第十五条の十五 法第六条の三第一項の規定による信用協同組合代理業の許可を受けようとする者は、銀行法第五十二条の三十七に定めるところに準じた書面を金融庁長官等に提出して予備審査を求めることができる。

(変更の届出)

第十五条の十六 銀行法第五十二条の三十九第一項及び第二項の規定により届出を行う信用協同組合代理業者は、別表第一上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を、金融庁長官等に提出しなければならない。

(標識の様式)

第十五条の十七 銀行法第五十二条の四十第一項に規定する内閣府令で定める様式は、別紙様式第十二号

に定めるものとする。

(兼業の承認の申請等)

第十五条の十八 信用協同組合代理業者は、銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による兼業業務の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 理由書

二 兼業業務の内容及び方法を記載した書面

三 その他参考となるべき事項を記載した書面

2 前項第二号に掲げる書面は、信用協同組合代理業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められないことがないことが明確となるよう記載しなければならない。

3 金融庁長官等は、第一項の規定による承認の申請があつたときは、第十五条の十四第六号に掲げる事項に該当するときに限り、承認しないことができるものとする。

(分別管理)

第十五条の十九 信用協同組合代理業者は、銀行法第五十二条の四十三の規定に基づき、管理場所を区別することとその他の方法により信用協同組合代理行為に関して顧客から交付を受けた金銭その他の財産が自己的固有財産であるか、又はいずれの所属信用協同組合に係るものであるかが直ちに判別できる状態で管理しなければならない。

(明示事項)

第十五条の二十 銀行法第五十二条の四十四第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 信用協同組合代理行為に関する顧客から金銭その他の財産の交付を受けるときは、当該交付を受けることについての所属信用協同組合からの権限の付与がある旨

二 所属信用協同組合が二以上ある場合において、顧客が締結しようとする信用協同組合代理行為に係る契約につき顧客が支払うべき手数料と、当該契約と同種の契約につき他の所属信用協同組合に支払うべき手数料が異なるときは、その旨

三 所属信用協同組合が二以上ある場合において、顧客が締結しようとする信用協同組合代理行為に係

る契約と同種の契約の締結の代理又は媒介を他の所属信用協同組合のために行っているときは、その旨

四 所属信用協同組合が二以上ある場合は、顧客の取引の相手方となる所属信用協同組合の名称又は商号

2 前項各号（第一号を除く。）の所属信用協同組合には、信用協同組合代理業者が銀行法第二条第十五項に規定にする銀行代理業者である場合にあつては同法第二条第十六項に規定する所属銀行、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者である場合にあつては同項に規定する所属長期信用銀行、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者である場合にあつては同項に規定する所属信用金庫、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者である場合にあつては同項に規定する所属労働金庫、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者である場合にあつては同項に規定する所属組合、水産業協同組合法第百二十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者である場合にあつては同項に規定する所属組合又は農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者である場合にあつては農林中央金庫を含むものと

する。

(信用協同組合代理業者の預金者等に対する情報の提供)

第十五条の二十一 第五条の七の規定は、銀行法第五十二条の四十四第二項の規定による信用協同組合代理業者が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。

(預金等との誤認防止等)

第十五条の二十二 信用協同組合代理業者（法第六条の四に規定する信用組合等を除く。）は、金融商品の販売等（金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第二百一号）第二条第二項に規定する金融商品の販売等をいい、同項第一号及び第二号に掲げる行為を除く。）を行う場合には、第五条の八第一項及び第二項の規定を準用する。

2 信用協同組合代理業者は、信用協同組合代理行為を行う営業所又は事務所の窓口には、信用協同組合代理行為を行う旨を顧客の目につきやすいように掲示しなければならない。

3 第一項の規定は、信用協同組合代理行為を行わない窓口については、適用しない。

4 信用協同組合代理業者は、顧客に対し、その営業所又は事務所の信用協同組合代理行為を行わない窓

口を信用協同組合代理行為を行う窓口と誤認させないための措置を講じなければならない。

(他の所属信用協同組合の同種の契約に係る情報提供)

第十五条の二十三 信用協同組合代理業者は、顧客の求めに応じ、第十五条の二十第一項第三号の他の所属信用協同組合の同種の契約の内容その他顧客に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。

(個人顧客情報の取扱い)

第十五条の一十四 第五条の九の四から第五条の九の六までの規定は、信用協同組合代理業者について準用する。

(顧客情報の使用に係る書面による同意等)

第十五条の一十五 信用協同組合代理業者は、信用協同組合代理業において取り扱う顧客に関する非公開金融情報（その役員又は使用人が職務上知り得た顧客の預金等、為替取引又は資金の借入れに関する情報その他の顧客の金融取引又は資産に関する公表されていない情報（前条において準用する第五条の九の五に規定する情報及び前条において準用する第五条の九の六に規定する特別の非公開情報を除く。）をいう。）が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく兼業業務（保険募

集に係る業務を除く。次項において同じ。）に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない。

- 2 信用協同組合代理業者は、兼業業務において取り扱う顧客に関する非公開情報（その信用協同組合代理業以外の業務上知り得た公表されていない情報（前条において準用する第五条の九の五に規定する情報及び前条において準用する第五条の九の六に規定する特別の非公開情報を除く。）をいう。次項において同じ。）が、事前に書面その他適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく信用協同組合代理業及び信用協同組合代理業に付随する業務に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない。
- 3 信用協同組合代理業者は、兼業業務において取り扱う顧客に関する非公開情報が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく所属信用協同組合に提供されないことを確保するための措置を講じなければならない。

（信用協同組合代理業に係る内部規則等）

第十五条の二十六 信用協同組合代理業者は、その行う信用協同組合代理業の内容及び方法に応じ、顧客

の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪防止措置を含む。）に関する内部規則等を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

（信用協同組合代理業者の密接関係者）

第十五条の二十七 銀行法第五十二条の四十五第三号に規定する内閣府令で定める信用協同組合代理業者と密接な関係を有する者は、当該信用協同組合代理業者の所属信用協同組合の特定関係者（銀行法第十一条の二第一項に規定する特定関係者をいい、当該信用協同組合代理業者の子会社を除く。）とする。

（顧客の保護に欠けるおそれのないもの）

第十五条の二十八 銀行法第五十二条の四十五第三号に規定する顧客の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものは、信用協同組合代理業者が不当に取引を行うことを条件として、資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介をする行為ではないものとする。

（所属信用協同組合の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないもの）

第十五条の二十九 銀行法第五十二条の四十五第四号に規定する所屬信用協同組合の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないものとして内閣府令で定めるものは、所屬信用協同組合が銀行法第十三条の二ただし書の規定による承認を受けた取引又は行為に係るものとする。

(信用協同組合代理業に係る禁止行為)

第十五条の三十 銀行法第五十二条の四十五第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 顧客に対し、その行う信用協同組合代理業の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項について告げず、又は誤解させるおそれのあることを告げる行為

二 顧客に対し、不当に、自己又は自己の指定する事業者と取引を行うことを条件として、法第六条の

三第二項各号に規定する契約の締結の代理又は媒介をする行為（銀行法第五十二条の四十五第三号に掲げるものを除く。）

三 顧客に対し、信用協同組合代理業者としての取引上の優越的地位を不当に利用して、取引の条件又は実施について不利益を与える行為

四 顧客に対し、不当に、法第六条の二第二項各号に規定する契約の締結の代理又は媒介を行うことを条件として、自己又は自己の指定する事業者と取引をする行為

五 顧客に対し、兼業業務における取引上の優越的地位を不当に利用して、信用協同組合代理業に係る

取引の条件又は実施について不利益を与える行為

六 所属信用協同組合に対し、信用協同組合代理行為に係る契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げず、又は虚偽のことを告げる行為

(特定信用協同組合代理行為)

第十五条の三十一 銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する内閣府令で定める預金は、当座預金とする。

(特定信用協同組合代理業者の業務取扱時間等)

第十五条の三十二 特定信用協同組合代理業者（銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用協同組合代理業者をいう。第三項及び次条第二項において同じ。）の業務取扱時間は、午前九時から午後三時までとする。

2 前項の業務取扱時間は、業務の都合により延長することができる。

3 特定信用協同組合代理業者の特定信用協同組合代理行為（銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用協同組合代理行為をいう。以下この項及び次条において同じ。）を行わない営業所又は事務所（特定信用協同組合代理行為を行う営業所又は事務所の当該特定信用協同組合代理行為を行う施設以外の施設を含む。）の業務取扱時間については、第一項の規定は適用しない。

4 信用協同組合代理業者は、信用協同組合代理業を行う営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、休日及び業務取扱時間を掲示しなければならない。

（特定信用協同組合代理業者の臨時休業の届出等）

第十五条の三十三 銀行法第五十二条の四十七の規定により届出を行う特定信用協同組合代理業者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

一 特定信用協同組合代理行為に係る業務（第四号において「業務」という。）の全部又は一部を休止する営業所又は事務所の名称及び所在地

二 休止の理由

三 休止期間

四 業務再開予定日又は業務再開日

五 銀行法第五十二条の四十七の規定による掲示の方法

2 銀行法第五十二条の四十七に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 銀行法第二十六条第一項又は第二十七条の規定により所属信用協同組合が業務の全部又は一部の停止を命ぜられた場合

二 銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用協同組合代理業者の休日に、特定信用協同組合代理行為に係る業務の全部又は一部を行う特定信用協同組合代理業者の営業所又は事務所において、当該休日における現金自動支払機等による業務の全部又は一部を停止する場合

三 特定信用協同組合代理業者の特定信用協同組合代理行為に係る業務を行う無人の営業所又は事務所においてその業務の全部又は一部を停止する場合（前号に該当する場合を除く。）

四 銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により特定信用協同組合代理行為に係る業務の全部又は一部の停止を命ぜられた場合

(所属信用協同組合の廃業等の掲示)

第十五条の三十四 信用協同組合代理業者は、銀行法第五十二条の四十八の規定による掲示をするときは、所属信用協同組合から通知を受けた内容及び当該所属信用協同組合における預金等その他その行う信用協同組合代理業に係る取引の処理の方針を示すものとする。

(信用協同組合代理業に関する帳簿書類)

第十五条の三十五 信用協同組合代理業者は、銀行法第五十二条の四十九の規定により、信用協同組合理業の処理及び計算を明らかにするため、次の各号に定める帳簿書類（法第六条の三第二項各号に規定する契約の締結の代理を行わない場合は、第三号に掲げるものに限る。）を所属信用協同組合ごとに作成し、当該各号に定める期間保存しなければならない。

- 一 総勘定元帳 作成の日から五年間
- 二 信用協同組合代理勘定元帳 作成の日から十年間
- 三 信用協同組合代理業に係る顧客に対して行つた法第六条の三第一項各号に規定する契約の締結の媒介の内容を記録した書面 当該媒介を行つた日から五年間

(信用協同組合代理業に関する報告書の様式等)

第十五条の三十六 銀行法第五十二条の五十第一項の規定による信用協同組合代理業に関する報告書は、信用協同組合代理業者が個人である場合においては別紙様式第十三号により、法人である場合においては別紙様式第十四号により、それぞれ作成し、個人にあつては別紙様式第十三号により作成した財産に関する調書及び收支の状況を記載した書面を、法人にあつては貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面を、それぞれ添付して、営業年度又は事業年度経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

2 信用協同組合代理業者は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に信用協同組合代理業に関する報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官（令第七条の二の規定により当該信用協同組合代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）が当該信用協同組合代理業に関する報告書を受理する場合にあっては、その財務局長又は福岡財務支局長）の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

3 信用協同組合代理業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

4 金融庁長官等は前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした信用協同組合代理業者が第一項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

5 金融庁長官等は、その許可をした信用協同組合代理業者の直前営業年度又は直前事業年度に係る信用協同組合代理業に関する報告書のうち、顧客の秘密を害するおそれのある事項又は当該信用協同組合代理業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き顧客の保護に必要と認められる部分を、金融庁（令第七条の二の規定により当該信用協同組合代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局长）が当該報告書を受理する場合にあっては、当該信用協同組合代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄区域とする財務局又は福岡財務支局）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

（所属信用協同組合の説明書類の縦覧）

第十五条の三十七 信用協同組合代理業者は、その所属信用協同組合が銀行法第二十一条第一項及び第二項の規定により作成する書類（以下「」の項及び次項において「縦覧書類」という。）の縦覧を、当該所属信用協同組合の事業年度経過後四月以内に開始し、当該事業年度の翌事業年度に係るそれぞれの縦覧書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 信用協同組合代理業者は、やむを得ない理由により前項に規定する期間までに縦覧書類の縦覧を開始できない場合には、あらかじめ金融庁長官（金融庁長官の指定する信用協同組合代理業者以外の信用協同組合代理業者にあつては、当該信用協同組合代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にあつては、福岡財務支局長））の承認を受けて、当該縦覧の開始を延期することができる。

3 信用協同組合代理業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

4 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした信用協同組合代理業者が第一項の規定による縦覧の開始を延期することについてやむを得ない理由があるかどうかを審査す

るものとする。

(廃業等の届出)

第十五条の三十八　銀行法第五十二条の五十二の規定により届出を行う者は、別表第三上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を、金融庁長官等に提出しなければならない。

(許可の効力に係る承認の申請等)

第十五条の三十九　法第六条の三第一項の許可を受けた者は、銀行法第五十二条の五十七第三号の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

2　金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一　法第六条の三第一項の許可を受けた日から六月以内に信用協同組合代理業を開始することができない」とについてやむを得ないと認められる理由があること。

二 合理的な期間内に信用協同組合代理業を開始することができると見込まれること。

三 当該許可の際に審査の基礎となつた事項について信用協同組合代理業の開始が見込まれる時期までに重大な変更がないと見込まれること。

(所属信用協同組合による信用協同組合代理業者の業務の適切性等を確保するための措置)

第十五条の四十 所属信用協同組合は、信用協同組合代理業者の信用協同組合代理業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 信用協同組合代理業者及びその信用協同組合代理業の従事者に対し、信用協同組合代理業に係る業務の指導、信用協同組合代理業に関する法令等を遵守させるための研修の実施等の措置

二 信用協同組合代理業者における信用協同組合代理業に係る業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、信用協同組合代理業者が当該信用協同組合代理業の業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、信用協同組合代理業者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置

三 信用協同組合代理業の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときには、信

用協同組合代理業者との間の委託契約及び信用協同組合代理業再委託者と信用協同組合代理業再受託者との間の再委託契約の内容を変更し、又は解除するための措置

四 信用協同組合代理業者が行う法第六条の三第二項第一号に規定する行為について、必要に応じて自らが審査を行うための措置

五 信用協同組合代理業者に所属信用協同組合から顧客に関する情報を不正に取得させない等、顧客情報の適切な管理を確保するための措置

六 所属信用協同組合の名称、信用協同組合代理業者であることを示す文字及び当該信用協同組合代理業者の商号又は名称を店頭に掲示させるための措置

七 信用協同組合代理業者の営業所又は事務所における信用協同組合代理業に係る業務に関し犯罪を防止するための措置

八 信用協同組合代理業者の信用協同組合代理業を行う営業所又は事務所の廃止にあたっては、当該営業所又は事務所の顧客に係る取引が所属信用協同組合の事務所、他の金融機関、他の信用協同組合代理業者などへ支障なく引き継がれる等、当該営業所又は事務所の顧客に著しい影響を及ぼさないよう

にするための措置

九 信用協同組合代理業者の信用協同組合代理業に係る顧客からの苦情を適切かつ迅速に処理するため
に必要な措置

2 前項（第四号及び第八号を除く。）の規定は、信用協同組合代理業再委託者が信用協同組合代理業再受託者の業務の健全かつ適切な運営を確保するために講じなければならない措置について準用する。この場合において、同項の規定中「信用協同組合代理業者」とあるのは「信用協同組合代理業再受託者」と、「信用協同組合代理業」とあるのは「再委託を受けて行う信用協同組合代理業」と読み替えるものとする。

（信用協同組合代理業者の原簿の記載事項）

第十五条の四十一 所属信用協同組合は、当該所属信用協同組合に係る信用協同組合代理業者に関し、銀行法第五十二条の六十第一項の原簿（以下この条において「原簿」という。）に、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 信用協同組合代理業者の商号、名称又は氏名

二 信用協同組合代理業者が法人であるときは、その代表者の氏名

三 信用協同組合代理業の内容

四 信用協同組合代理業を行う営業所又は事務所の名称又は所在地

五 法第六条の三第一項の許可を受けた年月日

2 前項各号に掲げるもののほか、当該所属信用協同組合に係る信用協同組合代理業者が次の各号に掲げ
る区分に該当する場合には、当該各号に掲げる事項を原簿に記載しなければならない。

一 信用協同組合代理業再委託者 当該信用協同組合代理業再委託者が再委託を行う信用協同組合代理
業再受託者に係る前項各号に掲げる事項

二 信用協同組合代理業再受託者 当該信用協同組合代理業再受託者が再委託を受ける信用協同組合代
理業再委託者に係る前項各号に掲げる事項

3 銀行法第五十二条の六十第一項に規定する内閣府令で定める事務所は、所属信用協同組合の無人の事
務所とする。

第十六条中「第七条の二」を「第七条の二第一項」に改め、同条第一項第五号を次のように改める。

五 信用協同組合代理業を委託する旨の契約を締結し、当該契約を変更し、又は当該契約を終了した場合（委託した信用協同組合代理業を再委託することについて許諾を行った場合を含む。）

第十六条第一項第五号の次に次の二号を加える。

五の二 中小企業等協同組合法第九条の八第二項又は第九条の九第五項に規定する業務を受託する契約の締結の代理又は媒介を委託する旨の契約を締結し、又は当該契約を終了した場合（前号に掲げる場合を除く。）

第十六条第一項第六号中「（代理契約に基づき、当該契約の相手方が当該事業に係る代理業務を営む者を含む。）」を削り、同号の次に次の二号を加える。

六の二 外国において駐在員事務所を設置しようとする場合

六の三 外国において設置した駐在員事務所の廃止又は位置の変更をした場合

第十六条第一項第十号中「解散し」「廃止したこととなつた」を「廃止した」に改め、同条

第十四条中「該当する者」の下に「子会社を除く。」を加え、同項第十九号中「又はその子会社」を「、その子会社又は業務の委託先（第六項において「子会社等」という。）」に改め、「不祥事件」の下に

「（業務の委託先にあつては、当該信用協同組合が委託する業務に係るものに限る。）」を加え、同条第六項中「第一項第十九号」の下に「及び第二項第四号」を、「信用協同組合等」の下に「又は信用協同組合代理業者」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第一項第十九号」の下に「及び第二項第四号」を加え、「監事又は」を「監事若しくは」に、「子会社」を「子会社等」に、「又は従業員」を「若しくは従業員又は信用協同組合代理業者若しくはその役員若しくは従業員」に改め、同項第一号中「事業」の下に「又は信用協同組合代理業者の信用協同組合代理業の業務」を加え、同項第二号中「（昭和二十九年法律第二百九十五号）」を削り、同項第四号中「事業」の下に「又は信用協同組合代理業者の業務」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項第一号中「第七条の二」を「第七条の二第一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「信用協同組合等」の下に「又は信用協同組合代理業者」を加え、「第七条の二」を「第七条の二第一項又は第二項」に改め、同項第一号中「前項第五号」を「第一項第五号及び第五号の二」に改め、同号口を次のように改める。

- 契約を締結した場合には、委託契約書の写し

第十六条第二項第二号中「前項第二十号」を「第一項第二十号」に改め、同項第三号中「前項第二十一